平成２３年（フ）第２３１号
堺市堺区向陵中町２丁３番13号　ハイキャッスルビル502号
債務者　太田　　勝
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
大阪府高石市千代田２丁目２番１―805号
債務者　今田安喜雄
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
大阪府河内長野市千代田南町29番15号
債務者　鳥本　准二
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
大阪府富田林市錦織南２丁目18番17号
債務者　三木まち子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６４４号
静岡県島田市中溝町2523番地　Ｕ―ｃｏｎＳ３―103号室、申立時の住所愛知県清須市阿原八幡105番地１　グレイスカーサ105
債務者　坂井カツミ
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９４号
愛知県春日井市穴橋町２丁目４番地１
債務者　片岡ナツエ
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９５号
愛知県春日井市穴橋町２丁目４番地１
債務者　片岡　正樹
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７９号
仙台市太白区西中田５丁目24番２―301号
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
仙台市青葉区桜ケ丘２丁目14番22号
債務者　阿部真知子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
仙台市太白区四郎丸字新田82番地の８
債務者　渡邊　清子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
茨城県日立市西成沢町１丁目35番13―203号
債務者　関根　弘一
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３０号
茨城県日立市若葉町３丁目10番12号
債務者　佐野　静香
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２２号
茨城県古河市本町４丁目６番24号　フクシマハイツ101号
債務者　上竹　重夫
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第５６号
茨城県筑西市栗島246番地
債務者　渡辺　浩章
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第７７号
茨城県古河市上辺見2577番地　植竹ビル302号、前住所茨城県古河市緑町18番６号
債務者　江田　雅一
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第７８号
茨城県古河市上辺見2577番地　植竹ビル302号、前住所茨城県古河市緑町18番６号
債務者　江田とう子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第８９号
茨城県古河市水海2514番地１
債務者　橋本　泰子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第９２号
茨城県筑西市稲野辺564番地２　ファミールハイツＡ102
債務者　梅田　直美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部